

平成26年5月23日参議院本会議質疑

○松沢成文君 みんなの党の松沢成文でございます。

ただいま議題となりました地方教育行政法改正案に関して、みんなの党を代表して質問をいたします。

安倍内閣は、教育再生を政権の最重要課題の一つと位置付け、様々な改革に取り組んでおられます。それらに対しては、賛同できるものも異を唱えたいものもありますが、その実行力は評価するところでもあります。

第一次安倍内閣では、教育基本法の改正を成し遂げました。第二次安倍内閣では、教育再生実行会議で議論を積み上げ、いじめ対策や道徳教育の教科化、そして、ただいま議論しております教育委員会制度の改革を進めております。また、今後は、高校日本史の必修化や六三三の学制見直しも検討すると伺っております。

改革には理念と目的が重要です。そこで、初めに、安倍内閣における教育改革の理念と目的はどのようなものか、改めてお伺いいたします。

次に、幾つか具体的な問題について見解をたずねます。下村文部科学大臣は、過日、高校日本史必修化の検討を表明されました。

日本人として自国の歴史、伝統文化をしっかりと習得することは、アイデンティティーの確立につながり、これこそが真の国際人となる条件だと考えます。神奈川県では、私が知事を務めていたときに、教育委員会と連携して、全国で初めて高校日本史必修化を実現いたしました。したがって、安倍内閣の方針にはエールを送りたいと思いますが、私は、自らの経験から、近現代史については日本史と世界史を統合すべきと考えております。

我が国が、幕末、明治維新以降、厳しい国際情勢の中で必死にもがき続けて近代国家をつくり上げてきた歴史は、日本史と世界史の動きが複雑に絡み合い、分けることは困難であります。そして、この近現代史の習得なくしては日本の未来を考えることはできません。

そこで、高校段階においては、日本史と世界史を併せた近現代史という科目を新たに設け、必修化するという学習指導要領改正を目指すと思いますが、安倍総理の見解を伺います。

次に、土曜日の教育活動についてお伺いいたします。

自由民主党は、さきの衆議院議員選挙の公約で土曜日授業の実現を打ち出し、それを受けて下村大臣も改革の検討を表明されました。

メディアでは学校週六日制の復活とも報じられ、ゆとり教育に対す

る反省から、学力向上を目指す改革として多くの国民から期待や賛同の声が上がりました。

しかし、私がさきの文部科学委員会で下村大臣の見解をただしたところ、この改革は学校週六日制による土曜日授業を再開するものではなく、学校週五日制を維持した上で、地域の教育委員会主導によって、自然体験やスポーツも含めた様々な学習を地域の方々と協働で行う土曜日学習の充実を推進するとの答弁でありました。しかし、この答弁は、多くの国民が抱いている脱ゆとり教育や学力向上への期待とは方向性が異なるように思われます。

そこで、安倍総理に改めて確認をいたします。

学校週六日制による土曜日授業の復活によって学力の向上を目指すのか、それとも、学校週五日制のままで地域社会との連携による土曜日学習の充実によって人間力の向上を目指すのか、どちらの方針なのか、政府の見解をお答えください。

それでは、政府提案の地方教育行政法の改正案について質問をいたします。

これまで日本の公教育は文部科学省の指導の下に地方自治体の教育委員会が実施してきたわけではありますが、かねてより、教育の政治

的中立性や指導力の確保、審議の形骸化などの様々な課題が指摘されてきたところであります。

そのような中で、大津市のいじめ自殺事件に端を発し、地方教育行政における責任体制の確立、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会の連携などの必要性が改めて議論されるようになりました。こうした議論に応え、今般、政府が地方教育行政の新しいモデルを提案したことは評価をいたします。

しかしながら、これを国が、つまり文部科学省が全国一律の制度として地方に押し付けるというやり方は間違っています。地方分権改革を進めるという時代の要請の中で、地方行政制度の在り方についても、地方自治体の自主決定権、選択権を最大限尊重すべきだと考えます。

これまでも、全国知事会、全国市長会を始めとする地方六団体からは、教育委員会制度の改革について数多くの要望が出されております。

例えば、全国市長会と全国町村会はこう訴えています。「公立学校施設整備を始め、地方行政全般に責任を持つ地方公共団体の首長が、一体的に教育行政に意向を反映させることができるようにするため、

必置規制を緩和し、地方公共団体における教育行政の実施について、教育委員会を設置して行うか、首長の責任の下で行うか、選択可能な制度とするよう強く要望する」。

また、総理の諮問機関である第二十八次地方制度調査会は、次のように答申しております。「教育委員会を必置する理由として、教育における政治的中立性の確保や地域住民の意向の反映等の必要性が掲げられているが、地域住民の意向の反映はむしろ公選の長の方がより適切になし得ると考えられる。このため、地方公共団体の判断により教育委員会を設置して教育に関する事務を行うこととするか、教育委員会を設置せずその事務を首長が行うこととするかを選択できることとすることが適当である」。

さらに、内閣府の規制改革・民間開放推進会議も同様に、教育委員会の必置規制を撤廃し、首長の責任の下で教育行政を行うことを自治体の選択に委ねるべきだと提言をいたしました。

このように、地方行政推進の当事者である地方六団体や政府の審議会が、教育委員会制度について、教育委員会を存続させる、あるいは廃止をして首長に地方教育行政を委ねるのかについては、あくまでも地方の自主性や選択権を尊重すべきと訴えているのです。

そもそも、人口僅か千人にも満たない小さな自治体から一千万人を  
超える巨大な自治体まで存在するにもかかわらず、十把一からげに  
全国一律の制度で縛ろうとすることには無理があります。

それぞれの自治体は、人口、人材、経済力、そして歴史、文化、風  
土までも多種多様であります。その地域の特性を生かした地域の教  
育文化に合う制度を、首長、議会、地域住民が議論し、判断し、そ  
して導入することが民主主義や地方自治の推進につながります。

そこで、まず下村大臣にお伺いします。

今国会においても、衆議院の方で、教育委員会を廃止した上で、首  
長が教育長を任命して教育行政を行い、議会において選挙された委  
員から成る教育監査委員会がそれを監督するという法案が提出され  
ました。この法案は、地方の要望にもかなう有力な選択肢であると  
も考えられますが、この法案のどこに問題があるのか、なぜ政府・  
与党として受け入れ難いのか、見解を求めます。

さて、私たちみんなの党は、かねてより地方分権を推進する立場か  
ら選択制を主張し、第百八十回国会では、地方教育行政改革の推進  
に関する法律案を提出いたしました。今回の政府案に対しても、文  
部科学委員会にて選択制を実現するための修正案を提出する予定で

ありますので、多くの皆様に御賛同をお願いいたします。

最後に、安倍総理に伺います。

地方分権と規制改革は時間の大きな要請であります。にもかかわらず、当事者である地方の声を無視し、国が決めた制度を一方向的に押し付けるという中央集権的発想では、地方の自主性や特色を生かした活力ある教育改革は到底なし得ません。

そこで、私たちみんなの党が提案する改革案、つまり、教育委員会の設置規制を外し、地方自治体が自らの責任の下に地方教育行政の改革の在り方を選択するという案について総理の見解を求め、質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。(拍手)

[内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手]

**○内閣総理大臣（安倍晋三君）** 松沢成文議員にお答えをいたします。

教育改革の理念と目的についてお尋ねがありました。

子供たちには無限の可能性が眠っており、それを引き出す鍵は教育の再生であります。誰もが日本に生まれたことを誇りに思える品格ある国家を目指し、全ての子供たちが夢を実現するため、世界トッ

プレベルの学力と規範意識を身に付ける機会を保障することが教育の重要な目的であり、国の責任であると考えます。

このため、教育再生実行会議の提言を踏まえ、今般の改正法案により、責任の所在が曖昧な現行の教育委員会制度を抜本的に改革していくなど、安倍内閣の大きな柱である教育再生に全力で取り組んでまいります。

高等学校における近現代史の必修化についてお尋ねがありました。次代を担う子供たちが歴史教育を通じて歴史や伝統に対する理解を深めることは極めて重要と考えます。高等学校における歴史教育については、日本人としてのアイデンティティー、日本の歴史と文化に対する教養などを備え、グローバルに活躍できる人材を育成する観点から、近現代史の扱いも含め、より望ましい在り方について今後検討を進めてまいります。

土曜日の教育活動についてお尋ねがありました。

土曜日の教育活動については、全国一律の学校週六日制に戻すのではなく、それぞれの学校や地域、子供たちの実情に応じて、学校における授業や地域における多様な学習機会の充実を図り、学力、規範意識、学ぶ意欲などの総合的な力を育むことが重要と考えていま

す。

今後とも、それぞれの学校や地域の創意工夫を生かした土曜日の教育環境の充実が図られるよう、支援に努めてまいります。

教育委員会設置の選択制についてお尋ねがありました。

各自治体が独自の工夫により特色を生かした教育に取り組むことは意義あることであると考えます。一方、地方教育行政については、どの地域においても責任ある体制を構築する観点から統一的な仕組みとすることが必要であり、こうした考えから、今回の改正案においては、選択制とはせず、全国全ての地方公共団体において同様の仕組みとしております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣下村博文君登壇、拍手〕

○国務大臣（下村博文君） 松沢議員から、衆法第一六号に対する見解についてのお尋ねがありました。

民主党及び日本維新の会が衆議院に提出した法案は、教育委員会制度を廃止し、首長が新たに地方公共団体における教育事務を一元的に管理執行するとともに、首長が行う事務の評価、監視、勧告を行う教育監査委員会を設置するものと承知をしております。

地域の民意を代表する首長が教育行政に連帯して責任を果たせる体制にすることは必要と考えますが、教育委員会が廃止され、首長の判断により教育事務が執行されることとなると、首長の考えによっては教育内容等が大きく左右されるなど、教育の政治的中立性、継続性、安定性が損なわれるおそれがあると考えます。

また、教育は人格形成の途上にある児童生徒に対して重大な影響を与えるものでありまして、誤った教育が行われると取り返しが付かないことから、教育監査委員会による事後的な評価、監視、勧告では不十分であると考えます。

以上です。(拍手)